

神戸市告示第 283 号

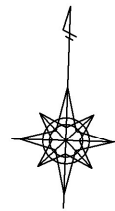
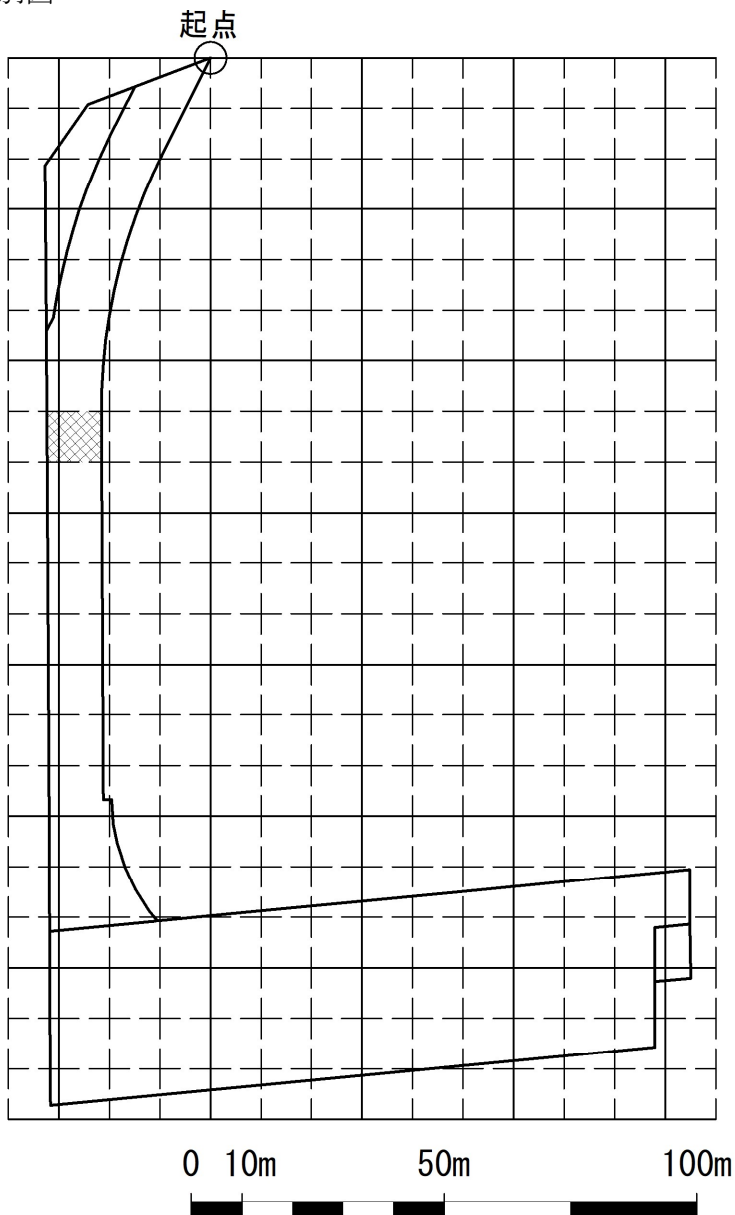
土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を、次のとおり形質変更時要届出区域に指定する。

令和 4 年 6 月 30 日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 指定する区域
兵庫区遠矢浜町 16 番 5 の一部（別図のとおり）
- 2 特定有害物質の名称
砒素及びその化合物

別図



< 起点 >
起点は兵庫区遠矢浜町
16番5(地番)の最北端の
金属標G529とする。

< 格子の回転角度 >
88.0°
起点を通り、東西方向及び
南北方向に引いた線並びに
これらと平行して10m間隔
で引いた線により形成され
る格子を起点を支点として
座標北から時計周りに回転
させた角度を示す。

< 凡例 >
— : 敷地境界
○ : 起点
▨ : 形質変更時要届出区域